

『革命について』における評議会とエリート ——参加をめぐるアーレント政治モデル解釈——

依田 浩司
(堤林研究会3年)

序 文

- I アーレント「評議会」論概観
 - 1 アメリカ革命、成功と忘却
 - 2 評議会とエリート
 - II 「エリート／参加」をめぐる解釈
 - 1 カノヴァンの解釈
 - 2 アイザックの解釈
 - III 「エリート」と「参加」
 - 1 二つの解釈の検討
 - 2 〈政治的エリート主義者〉としてのアーレント
- 結 語

序 文

ハンナ・アーレント (Hannah Arendt, 1906-1975) はその生涯を二度の大戦、ソ連やドイツにて勃興した全体主義 (Totalitarianism)、そしてホロコーストに代表されるナチ党のユダヤ人迫害政策と対峙した。まさに20世紀の「十字架」に身を置いた¹⁾といえる彼女が、著作群を通じて示した「活動 (Action)」²⁾概念や「政治的自由」などの概念は、没後から45年が経過した今もなお、政治学に留まらぬ学問領域において強大な影響力を有している。しかし、彼女が『革命について (On Revolution)』にて論じた「評議会 (Council)」制度について、彼女自身がこの

制度を16世紀以降の「主権」概念に基づく国家概念からの変革を可能とさせる「たった一つの代替案」と記している³⁾にもかかわらず、今日に至るまで十分な検討が行われてきたとは言いがたい。なぜか。それは偏に、アーレント自身が当概念を突き詰めた形で論じていないことに起因すると思われる。事実、アーレントは『革命について』刊行後に行われたインタビュー（1970年に実施され、『暴力について 共和国の危機』に「政治と革命についての考察——一つの註釈」の題で所収）に基づく論考で「評議会制度」を「政治的経験そのものにぴったり」⁴⁾であると語る一方、それが「まったくのユートピア」であるかは「わかりません」と述べ、「それについてお話しすることはできません。またその必要もありません。なぜなら、このテーマについては近年フランスやドイツで重要な研究が公けにされていますので、真剣に関心のある人ならばそこから得られるものがあるからです」⁵⁾と語るに留まっている。また、彼女は『革命について』をはじめとする著作群において「評議会」制度に触れている⁶⁾が、その制度について具体的かつ実行性が高いプランを示したことはなく、それゆえ同議論には批判的視座からいくつかの検討が重ねられてきた。

アーレントの「評議会」論に関する代表的検討としては、マーガレット・カノヴァンが複数回にわたり行ってきたものが挙げられる。カノヴァンは複数の研究を通じて、「評議会」論を「ユートピア主義的」⁷⁾であると論じた。彼女によれば、アーレントの議論には第一に、プラグマティックな面とその具体性の欠如や非現実性という面に、また（のちに述べるような）アーレント自身の議論——「評議会」論に見出せる参加型民主主義の肯定と『全体主義の起源』で示した大衆への軽蔑的視線——との間に「矛盾」が存在するのである。

他方、ジェフリー・アイザックはカノヴァンの解釈へ反論を試みる過程において、「評議会」論は決して「矛盾」でも「エリート主義」的でもなく、彼女の公的関心の重視によって生み出されたものであると述べている。

以上の研究を踏まえると、「評議会」構想をめぐる解釈において、二つの重要な論点が浮かび上がる。アーレントが「エリート」を「評議会」へ導入し、そこでの「少数の人びとの統治」を想定した意図とは何であるのか。加えて、彼女のいう「エリート」とは、「評議会」の理念ともまた「矛盾」するものであるのか。

このことを考えるとき、彼女の「評議会」構想について、背景に潜む意図や問題意識、批判対象を今一度検討する試みは有益となる。「評議会」構想に関する議論の理論的文脈や背景に焦点を当てつつ考察を進めることにより、「評議会」

構想がカノヴァンによる指摘に見られるような「当惑」的所産ではなく、アーレントの議論全体に関わる論点へ重大な含意を有していることが確認されるだろう。

以下本稿では、上に挙げた先行研究の問題意識や見解を引き継ぎ、「評議会」と「エリート主義」、ひいては「参加」をめぐるアーレントの言説を検討する。具体的には、第Ⅰ章にて「評議会」論の概観を示し、次に第Ⅱ章では、カノヴァンが数回の解釈を経て主張した「評議会」論と「エリート主義」との関連について論点を整理する。また同章では、カノヴァンの見解に向けられたさらなる解釈についても取り上げることで、「エリート」や「参加」をめぐる解釈の異同を明らかにしたい。最後に、以上の内容を踏まえつつ、アーレントが示した「評議会」論における「エリート」理解や、「評議会」をめぐる「参加」の論点を検討することとする。

I アーレント「評議会」論概観

アーレントの「評議会」論を概観するにあたり見落としてはならないのは、その議論が試みられた文脈である。彼女は1963年に刊行された『革命について』において、「評議会」制度こそが失われた「革命精神」を取り戻す可能性を有していると述べ、本制度が彼女にとって「たった一つの代替案」である所以を明らかにしている。

1 アメリカ革命、成功と忘却

複数の研究者の見解によると、『革命について』はその刊行によって、それまでの革命の歴史理解において一般的であったフランス革命の称揚、またアメリカ革命の（とりわけその共和主義的側面に関する）忘却という流れに一石を投じた⁸⁾。彼女は同書にて、フランス革命が招いたジャコバン派独裁という帰結を「挫折」と見做し、一方でアメリカ革命がタウンホール・ミーティングが平和裡に（暴力を用いることなしに）憲法制定＝「自由」の創設を達成したことを「成功」であったと主張し、後者の再評価を試みている。

しかし、アメリカ革命はその「成功」にもかかわらず、革命による伝統の記憶は世界中で、それどころかアメリカ国内においてすら喪失されていると彼女は述べる。では、この「記憶喪失」の原因はどこに存在するのか。アーレントは、それが革命精神の「思考と記憶の失敗」に存すると説く。革命当時に人びとを鼓舞

した「公的自由・幸福・精神」は、我々がそれを記憶する術を持たぬゆえに忘却されてしまったのである。

それならば、我々は忘却の淵に沈んだ「革命精神」に対し為す術を持たぬままなのか。ここでアーレントは「評議会」制度に「革命精神」の維持可能性を見て取る。彼女は革命の歴史——1870年の自発的連邦体、1871年のパリ・コミューン、1906年のロシア革命、そして1956年のハンガリー革命に至るまで⁹⁾——において現れた「評議会」を手掛かりに、ジェファーソンが革命当時から抱いていた「革命精神」保存への問題意識や、その意識に基づき晩年に示した「区制 (Ward System)」、そして彼女自身の「公的領域」や「政治」と「活動 (Action)」に関する議論を交えながら、「評議会」制度こそが、公的領域における言論や活動を通じて「失われた宝」としての「革命精神」を取り戻し、保存する場として相応しいと主張する。

彼女曰く、既存の代議制や政党制は人びとの利益を「代表」することは可能であるものの、彼らの多元的な「活動」や「意見」を「代表」することはできない。これらの制度における「代表者」は、公的事柄ではなく人民の私的利益（人民の福祉と私的幸福）を優先させ、その結果、革命当時のアメリカやフランスにおいて人びとが共通して有したような「公的幸福・自由」は、再び「少数派の特権」と化しているのである¹⁰⁾。この制度下において、人民は政治「活動」に対する関心を失い、政治は大衆や個人の「気分」、もしくは「福祉」の「必要」による闘争の場に成り果てる。失われてしまった宝としての「革命精神」を再び人びとの手に収めるには、上からではなく水平的に権力が生まれ¹¹⁾、政治的な平等が担保された「公的領域」である「評議会」制度を尊重するべきだと彼女は説く¹²⁾のである。

2 評議会とエリート

アーレントによる「評議会」構想は、ジェファーソンの「区制」や、(彼女自身生涯を通じて憧憬を示している) 古代世界の政治体制、加えてフランス革命、ロシア革命、加えてハンガリー革命に至るまで、実際に勃興し、一時的ながらも存続し得た「革命評議会」から着想を得ていた。

しかしながら、それらの政治体制はいずれも長くは続かなかった。その原因として彼女が挙げるのは、革命政党による「評議会」破壊、そして「評議会」側が試みた「物の経営」、すなわち「労働者評議会」がその勃興とともに志した経済

システムの「管理」である。彼女曰く、「評議会によって信任され選ばれた人びとは、政治的基準、信頼性、人格の高潔さ、判断能力、ある場合には肉体的勇氣にもとづいて選抜された」¹³⁾。すなわち、「評議会」に「参加」する人びとは「経営的才能」の有無にかかわらず選ばれたのである。アーレントによると、ある人が（発揮することを期待された）政治的能力を有している場合、その人が経営的能力も兼ね備えていることは極めて稀である。彼女曰く、「評議会制に悪名をあたえたのは、まさにこのような、失敗するにきまっている企てであった」¹⁴⁾。

続いてアーレントは「平等」概念に着目する。彼女は、古代ギリシアの時代から「政治的自由」の「空間的制限」が義務付けられていたことを踏まえ、「平等」概念の普遍性を否定しつつ、その「限界性」を強調する。

自由は、それが触れることのできるリアリティとして存在しているときは、いつでもかならず、空間的に限界づけられている。[……] ポジティブな意味における自由は、平等なものあいだにおいてのみ可能である。そして、平等そのものは、決して普遍的に妥当な原理ではなく、やはり限界づけを伴っており、空間的限界の内部においてのみ適用できるものである¹⁵⁾。

この主張に、彼女がかねてから提起してきた『「政治的自由」の制限性』というテーゼを見て取ることは容易いだろう。「政治的自由」はまさに「砂漠の中のオアシス」¹⁶⁾ さながら、極めて限定された空間においてのみ享受されるのである¹⁷⁾。

「労働者評議会」への批判と制限付けられた「平等」という二つの議論を経たのち、彼女は「エリート」への注目を示す。しかし一見奇妙なことに、彼女は「エリート」が有する一般的な意味合いに「反対」を表明することによって議論を押し進める。アーレントが「反対」するのは「エリート」という用語そのものではなく、あくまで「エリート」が意味する〈(少数者による)支配—被支配〉構図である。なぜなら、「この用語からひきだされうる唯一の結論は [……] 政治の本質は支配関係にあり、主たる政治的情念は支配し統治する情念であるということ」¹⁸⁾ であるからだ。アメリカ革命の例をまたずとも、古代ギリシアへの憧憬を隠すことのないアーレントにとって、この結論は問題含みであり、「まったく誤っている」¹⁹⁾ というほかない。

かつてアメリカ革命が掲げた崇高なテーゼである「人民による人民のための統

治」は、政党制が生来有する性格——つまり、人民は政治的領域にて活動することを許されず、自らが「指名」した代表者によって利害を「代表される」ことのみを望み得るという性格²⁰⁾——によって「人民の中から生まれたエリートによる人民の統治」²¹⁾へと変化する。したがって、彼女が最も問題視するのは、「政治が専門職業やキャリアになっていること、したがって、「エリート」が、それ自身は全く非政治的な基準にもとづいて選ばれていること」²²⁾である。

このような一般的理解における「エリート」という用語への「反対」ののちに、アーレントはこの用語を肯定的意味合いで以って用いはじめる。彼女曰く、「評議会にいた人びと」は「人民から生まれた、人民の政治的エリート」²³⁾であり、彼らは上下の影響を受けた結果ではなく「自分自身を組織」することを通じて「エリート」となった。つまり、アーレント曰く「評議会の人びと」は純粋な政治的関心(=公的関心・自由・喜び=革命精神)によって政治に参加したのである。その点において、アーレントは彼らを支配者としてではなく、政治的資質を有する者として「エリート」であると定義するのだ。

以上の議論を受け、アーレントは「評議会」論の終盤にて、非常に示唆的かつ論争的な記述を残している。彼女は「評議会」への「参加」について触れる際、あくまで事実記述的な表現にとどめつつも²⁴⁾、そこに彼女の政治観における「理想」を——ともすれば規範的言説として解釈され得る余地を有する形で——滲ませているのである。

したがって、公的幸福の喜びと公的任務の責任は、公的自由の趣味をもち、それなしには「幸福」ではあり得ないような、あらゆる職業的分野から来た少数の人びとの専有物となるだろう。政治的には彼らは最良の人たちであり、公的領域において正当な地位を彼らに確保してやるのは、良い統治の任務であり、秩序正しい共和国のしるしである。たしかにこのような「貴族政的な」統治形態は、今日理解されているような普通選挙の終りを意味するだろう。「基本的共和国」の自発的な一員として、自分の私的幸福以上のものに気を配り、世界の状態を憂慮していることを証明した人だけが、共和国の業務を遂行するにあたり発言する権利をもつだろうからである²⁵⁾。

アーレントが議論を通じて到達するのは、「公的関心を抱いた少数者による政治」構想である。しかし彼女の理解では、この「排除」は「不名誉」でも「差別」

でもない。それはあくまで、関心を有さない人びとが手にする「ネガティブ（消極的）な自由」^{リバティ}²⁶⁾、すなわち「政治からの自由」であるからだ。

如上の通り、アーレントの「評議会」論には、彼女が生涯を通じて示し続けた「公的領域」への憧憬とその重要性の強調を見て取ることが可能である。少なくとも彼女にとっての「評議会」とは、彼女自身の政治観、そして理想の政治モデル——そこでは「政治」と「経済」の分離が行われ、「参加」が「少数の人びと」に限られる——を示す極めて重要な概念であったことは明らかであろう。しかし、「評議会」構想は、アーレント自身にとっても「ユートピア」である可能性を否定し得るものではなかったこともまた否定し得ない。そしてそれゆえに、その解釈においては批判的な見解が現れることとなった。

II 「エリート／参加」をめぐる解釈

1 カノヴァンの解釈

前章で概観したアーレントの「評議会」論に対し、マーガレット・カノヴァンは一貫して批判的・懐疑的立場を示し続けた。誤解のないよう付言すると、カノヴァンによる如上の立場はアーレントの読解全体に見られるものではない。むしろカノヴァンは複数の読解を通じ、総体としてアーレントの主張に肯定的であったと言えよう。そんな彼女を以ってしても、「評議会」構想に内在する「矛盾」を無視することはできなかったのである。本節ではカノヴァンが1978年に記した論考（The Contradictions of Hannah Arendt's Political Thought. 以下『「矛盾」論文』と略記）をもとに、彼女の指摘を示すこととしたい。

カノヴァン曰く、一方でアーレントの議論には——『全体主義の起源』に現れているような——「大衆＝労働者階級への蔑視 (contempt)」や、「資質を有した人間による政治活動」などの記述に「エリート主義的側面」が存在するが、他方で『人間の条件』や『革命について』においては「参加型民主主義の積極的な推進」もまた、彼女によって肯定されていることを指摘する²⁷⁾。

一見すると不可解に思える「矛盾」、これを検討するにあたりカノヴァンが着目するのは、著作群のタイムラインに存在するアーレントの「経験」である。カノヴァン曰く、『全体主義の起源』初版までのアーレントは、自身の経験に基づき、政治の惨憺たるさまへ絶望を示していた。

しかし、アーレントの「人間観」は、1956年の「ハンガリー革命」目撃によっ

て大きな転換を遂げることとなった。アーレントは『起源』第二版所収の「イデオロギーとテロル」や、『人間の条件』にて、従来からの大衆蔑視に労働を結びつけ批判するとともに、『起源』第二版へ同じく所収された「エピローグ」²⁸⁾にて、「ハンガリー革命」に代表されるような自発性や予測不可能性へ期待を寄せている。すなわちアーレントは、「ハンガリー革命」を経て、次第に自身の現代人観を「労働者意識を有する大衆 (mass men with only the labourer's consciousness)」から「政治活動が可能である人びと (people capable of political action)」へと転換させたのである²⁹⁾。

しかし、その一方でアーレントの議論に確認される「大衆」や「労働」への蔑視、そして「エリート主義」は『革命について』内においてもまた見出せるとカノヴァンは主張する³⁰⁾。

彼女曰く、同書最終章にて、アーレントは「評議会」における政党制と比較し、より参加型民主主義的な政治モデルを称揚する。しかし、その空間内で重視されるのは「大衆の支持による全体主義体制の復興」を防ぐための「政治的な素質を持つエリート」であり、それゆえ基準にかなわない者は公的領域から追い出されてしまう。カノヴァン曰く、「評議会」構想とは、アーレントの「エリート主義」的側面と活動への期待の「部分的な折衷案」であった。ゆえに、アーレントが自身の政治理論に基づき想定する「エリート」とは、「労働やそれが育む気質から最も離れた (furthest from labour and the dispositions it fosters)」階級の人びとであったのだ³¹⁾。

加えてカノヴァンは、アーレントの「評議会」構想における具体性の欠如を問題とする。アーレントは「評議会」が試みた「管理」を批判し、自身の構想において「公的事柄」への関心を有するものみの「エリート」が統治を行うべきであると述べるが、その際「管理」と「政治」は明確に区分することができるのか。「公的空間」への参加がかなわない人びとの権利はどうなるのか。そして、アーレントの理解における「エリート」は何に基づき生計を立てるのか。カノヴァンは、このような疑問へアーレントが回答を行わないまま「評議会」を従来の政治システムの代替として見做すことを批判するのである。

以上確認されたように、「評議会」論の解釈において、カノヴァンが論点としたのは「政治的エリート」の不明瞭性であった。ここでカノヴァンは、アーレントによる了解概念としての「エリート」、すなわち〈支配者〉的意味合いではなく〈政治的資質を有する者〉的意味合いとしてのそれに則りつつ、この言葉を用

いたアーレントを批判していることに留意されたい。カノヴァンが批判したのは、「公的事柄」を有する者としての「政治的エリート」概念の内実におけるユートピア性であるのだ³²⁾。

2 アイザックの解釈

カノヴァンによるアーレント論についての代表的な反論としては、アイザックによる1994年の論考が挙げられよう。同論考では「矛盾」論文を中心に、カノヴァンによるアーレント読解が検討されており、アイザックはその過程においてカノヴァンによる解釈に異を唱えたのである。

はじめにアイザックは、「評議会」論を既存のリベラル・デモクラシーの枠内において適用することができる概念と見做し、カノヴァンに代表されるような、「評議会」構想に民主主義とエリート主義という「根深くかつ深刻な矛盾」を見出す解釈に対して異議を唱える³³⁾。なるほどアーレントは「大衆民主主義」へ反抗を示したものの、そのことによってただちに彼女を「反民主主義」者だと見做してはならない、とするのが彼の見解である。

彼はまず、アーレントが「評議会」構想において触れた古代ギリシアの政治モデルが民主制を採用していたことを指摘し、そのようなモデルに依拠する「評議会」制度もまた、いわば「民主主義の再生 (“regeneration of democracy”）」として理解され得ると主張する³⁴⁾。たしかにアーレントは「少数」による統治を肯定した。しかし、それが「エリート主義」であるならば、民主主義のモデルを参照したこととの「矛盾」はどのように理解され得るのだろうか。アイザックはここで、彼女の「大衆民主主義」への批判的態度と「民主主義」への態度を区別することにより、異なる解釈を展開する。

まず彼は、アーレントの用法における「エリート」が「自分自身を選びとる」ことによって成立することに着目する。そのとき、「エリート」の条件として求められるのは「公的事柄」への関心のみであり、それを有する人びとであれば誰でも「政治=評議会」への「参加」が可能である。

以上を踏まえ、アイザックはカノヴァンが「矛盾」論文にて指摘した、帰結としての「貴族制 (aristocracy)」化は誤読であると主張する。彼によると、アーレントが唱えたのはあくまで「市民的精神による貴族制 (aristocracy of civic-mindedness)」であった³⁵⁾。このとき、アイザックは市民的精神を公的関心と関連付け、アーレントの「評議会」構想から、彼女が〈シティズンシップによる民主

主義への願望)を抱いていたことを導き出す。

如上の議論から、彼が試みた「評議会」解釈もまた、彼女の〈願望〉に基づく政治の「再生」へとかわることは容易に予測され得る。アイザック曰く、アーレントの「評議会」構想は既存の代議制／政党制やリベラル・デモクラシーの枠組みに対する代替制度を志向し提起されたものではない。アーレントが示した構想は、従来の政治システム内における「市民的不服従 (Civil disobedience)」³⁶⁾においても達成され得る。なるほどアーレントは、リベラル・デモクラシーが腐敗へと転化する危険性について、彼女自身の経験に基づき危機感を抱いていた³⁷⁾。しかし彼女はまた、既存の政党や議会が不可欠であることも承知していたとアイザックは述べる。ゆえに彼は、彼女が示した「評議会」構想、その問題意識をなしていたのが、市民の先導権と大衆的政治機構の両者による緊張関係維持であり、また政治の腐敗を防ぐことであつたと主張する³⁸⁾。

つまり、彼の理解によるアーレントの「エリート」とは、公的な政治体によって権威付けられた人びとではなく、自分自身を組織し代表 (represent) する人びとのことを指すのである。アーレントの「評議会」構想においては、「エリート」の選出にさいし特定の階級の排除が行なわれることはない。ゆえに、カノヴァンが「矛盾」論文にて展開した批判はアイザックの解釈によれば不当である。彼はアーレントが『革命について』で挙げた例に「労働者評議会」が数多く存在すること、加えてこの場合の「エリート」は市民的精神 (civic-mindedness) を基準として判断されることを指摘する。つまり、「評議会」においてはカノヴァンが批判したような「奴隷への哀れみに邪魔されることのない、貴族的な有閑階級」のみならず、全ての人びとに〈参加＝エリート化〉への権利が開かれているのである³⁹⁾。したがって、「評議会」における「エリート」と「活動への期待」は「矛盾」ではなく、あくまで「大衆民主主義」への危機を防ぐアイデアであるとアイザックは述べるのである。

Ⅲ 「エリート」と「参加」

1 二つの解釈の検討

「評議会」構想をめぐるなされたカノヴァンとアイザックの解釈から、本構想と「エリート」、およびその空間への「参加」をめぐる論点を扱うことが可能となる。

まず両者の解釈においては、アーレントの「エリート」をめぐる解釈が顕著な差異として現れる。第一にカノヴァンは、「矛盾」論文にてこの概念に触れつつ、「政治」と「管理」の区別といった彼女の他主張とこれを照らし合わせ、「評議会」における「エリート」の不明確性を批判するとともに、その現実適用に際し、徹底的に経済や必要を排除することへの困難性について複数の疑問を提示した。対してアイザックは、「エリート」と「公的事柄」への関心を結合させたアーレント自身の理解に倣い、本概念を「大衆社会」における「革命精神」の発露として解釈し、そのような「エリート」とは、アーレントの死後試みられたデモ活動へ参加した人びとのような、一般的な人びとを指すと主張した。

ここで、以上の立場とアーレント自身の記述を照らし合わせてみよう。アーレントは『革命について』において、明確に「評議会」を現存するリベラル・デモクラシーおよび政党制に対する代替案として理解していたことは事実だろう。例えばそれが現実において出現し、かつ存続する可能性が高くないとしても、アーレントが単なる「革命精神」想起対象としてのみではなく、実践的なレベルへの期待を込めて本構想を論じていることは、前述のインタビューにおける発言にも明らかである。なるほどアイザックが強調するような、「公的精神」を有する者としての「エリート」という、シティズンシップの文脈に寄せたアーレント解釈は一方で妥当である。しかし、ジェームズ・ムルドゥーンが指摘するように、彼はカノヴァンへの反駁を試みるあまり、「エリート」を既存の代議制民主主義という枠組みにおいて「大衆」の危険を防ぐ「補完物」としての役割として論じている⁴⁰⁾。この解釈においては、アーレントが「評議会」論を記すにあたり意識していた、執筆当時のリベラル・デモクラシーの危機という前提が失われているという点で、いささか彼女自身の意図とは正反対の理解へ行き着いていることは否めない。

加えて、カノヴァンが懸念とともに示した解釈もまたアーレント自身の主張を十分に捉えきれていないといえるだろう。彼女は「矛盾」論文にて、アーレント的「エリート」は現実レベルでの適用を想定した場合、その要件が明瞭ではないと述べ、そのユートピア性に対し疑問を呈しているのは前述の通りである。しかし「エリート」とは、労働とは無縁かつ純粋に政治を希求する人びとのことのみを指すのだろうか。

たしかにアーレントは「評議会」が存続し得なかった要因の一つとして、「労働者評議会」による「管理」の試みを挙げている。さらに『革命について』にて

フランス革命が否定的に論じられた要因を挙げるまでもなく、彼女の議論全体に存在する「労働」や「私利私欲」、また「必要」といった要素と「政治」の、ある種徹底的な区別を見るに、彼女が「評議会」においてもまたそれらの要素が排除されるべきだと考えていたことは想像に難くない。

しかし、そのことは「労働者階級」そのものの排除や、彼らが「副次的」に自身のアイデンティティに沿った形で「公的領域」である「評議会」への参加を妨げることを意味しないだろう。アイザックが指摘するように、彼女が「評議会」構想を論じるにあたり参照しているのは「タウンホール・ミーティング」や「労働者」によるものを含めた「評議会」であり、その空間に存在し得るのは、決して余暇や財産を十分に有する者だけではない。それらにおいては彼女の〈現われの政治〉概念とも共鳴するような、ある種の多元的意見が交わされることがむしろ推奨されているのである。このとき、彼女が「評議会」に通ずる「革命精神」維持の場として評価し、アメリカ建国憲法における不銘記を嘆いた「郡区」や「集会所」⁴¹⁾を想起することは有益たり得るだろう。

とはいえ、カノヴァンが「矛盾」論文で示した疑問は、アーレントの思想全体、とりわけ彼女の「公的領域」論を検討するにあたって依然重要性を有しているのもまた事実である。カノヴァンがその現実適用可能性に疑問を付した「評議会」の「エリート」の条件、および（「管理」を試みたとして非難された）「労働者」に関する記述を検討することによって、「ハンガリー革命」後著作におけるアーレントの一貫した問題意識とともに、彼女の〈政治的エリート主義者〉としての立場、そして根源的問いを指し示すのである。

2 〈政治的エリート主義者〉としてのアーレント

本稿第I章にて確認したように、アーレントは「政治的エリート」への「注目」を示す直前の議論として、革命史上確認されてきた評議会の瓦解と「管理」の問題を扱い、加えて古代世界における「政治的平等」に触れている。これを踏まえた上で、彼女は「エリート」という言葉を政党制における含意から解放し、彼女の文脈に引き寄せた意味合いにおいて使用することにより、政党制／代議制民主主義によるそれと自身の構想におけるそれを区別したのだ。アーレントによる「管理」批判から「平等」理解、そして「エリート」への注目、この流れを一連のものとして捉えれば、以下のような解釈が可能となる。

彼女によると、元来「政治的平等」は全人民によって享受され得たのではなく、

そのリアリティは制限されてきた。ゆえに、民主主義的平等の下、無闇に「政治的自由」を万人へ（公的関心の有無にかかわらず）保障する試みは問題を孕んでいる。なぜなら、それは「労働者評議会」の顛末に見られるように、経済的利害の導入により瓦解の帰結を免れないだろうからである。よって、「評議会」は全市民に参加権利を認めつつ、実質的な参加条件として「公的事柄」への配慮を掲げざるを得ないのである。

つまり、アーレントが希求する「評議会」においては、既存の政治モデル（代議制民主主義や政党政治）と比較し、より多くの人びとに対し政治への「参加」を、「活動」を、そして「自由」を保障する。そこで必要であるのは「公的精神」のみであり、そこでは階級や身分、利害代表による選別が撤廃されるのである。しかし、他方で彼女は「評議会」において、公的精神そのものを有さぬ人びとが「排除」され、その空間が全人民のための政治活動空間とはなり得ないことを主張する。彼女によれば、このとき参加しない人びとは「参加しない自由」を選んだ人びとを指す。加えて、世界には多様なエリート区分が存在し、そのどれもが独自の基準で以って「エリート」を選別するように、政治における「エリート」もまたオリジナルな基準を有する⁴²⁾。その基準に適う人びとのみが政治への参加を自発的に選択することで、「政治的エリート」の手による統治が成立すると彼女は述べるのである。

したがって、「政治」への参加およびその結果としての「平等」は、それ自体が策定する制限——経済的・私的利害の「管理」の排除——から逃れることはできない。政治＝公的事柄への関心による「エリート」の少数統治は決して「当惑」的議論ではない。それは、「評議会」構想それ自体が、彼女の主要議論と強い連関を示すことから明らかだろう。

彼女にとって、「評議会」への参加とは、さながら「公的関心」を基準として自然になされる選別である。しかし、彼女の著者を通じ展開されたテーゼの数々に鑑みると、参加においては一見自然的な選別——彼女の基準における「排除」——が唱えられたことは驚くに値しない。公的領域としての評議会においては、非生得的な「平等」を自ら獲得した人びとが、自ら「活動」を通じて政治的自由を享受する。その空間においては経済的・生存的「必要」を目的とした政治の手段化は斥けられ、あくまで純粹な「政治のための政治」が希求されることとなるのである⁴³⁾。事実、彼女が「評議会」への政治的資質による選別、すなわち〈政治的エリート主義〉導入を肯定していたことは、「評議会」論概観に示された通

りである⁴⁴⁾。

また、このとき「エリート」という用語を通じ、彼女の「政治参加」をめぐる見解をうかがうことも可能となる。なるほどアーレントが理想とした、「活動」を行う政治モデルとしての「評議会」⁴⁵⁾においては、その参加基準として「公的関心」、換言するならば、「言語を用いた共同の空間を作る動機」⁴⁶⁾のみが求められており、それを満たした者であれば、たとえどのような階級に属そうとも彼女の用法における「エリート」となることができるとの解釈は成り立ち得る。しかし同時に、「評議会」論の文脈に鑑みるならば、彼女は極めて純粋な「公的関心」を、他の私的関心より常に優先させる人びとでなければ「エリート」ではないと主張したと解釈できる。したがって彼女の「評議会」構想においては、経済的利益を「政治」において達成することを目的とする人びとは、ネガティブな自由としての「排除」を享受させられるのである⁴⁷⁾。

このときアイザックが指摘したように、あくまでアーレントが「階級」単位での排除を主張しているわけではないことに留保すべきである。「ハンガリー革命」論や前述のインタビューに見られるように、彼女はたとえ労働者から発足した「評議会」であろうと、「公的活動」を主要な目的に据えているものに対しては、決して否定的評を示しているわけではない。

とりわけ着目すべきは、彼女が『革命について』同様「ハンガリー革命」後に刊行された『人間の条件』にて「労働運動」を取り上げた際の記述である。ここでアーレントは、初期の労働運動が「公的領域」に留まりながら一定の成功を見せたのは「それに加わった人びとの経済行動が付随的なものであり、この運動の吸引力が労働者階級の範囲に制限されていなかったからである」⁴⁸⁾と述べている。その後「労働者」のみならず、人民全体が「社会」化した時代において発生した「ハンガリー革命」という「悲劇」は、「政治的活力」のみを示し敗北したが、「その犠牲は無益ではなかった」⁴⁹⁾。

ここから、「管理」のような〈必要〉を、活動における主要目的に設定することさえなければ、すなわち労働者が「社会の一員」から脱することができるならば、たとえ階級がそのままであろうと彼女の構想する「評議会」へ参加することは可能である、と解釈することができるだろう。

しかし、同時にこの主張は、彼女が「エリート」に関する議論にて掲げた〈「公的事柄」への関心〉という、唯一にして重大な参加条件を強調しているともいえる。アーレント曰く、「評議会」への参加には出自や階級が問われず、またその

空間内においては多元的な意見交換が推奨されている。にもかかわらず、その参加に際し、純粋な「政治」への関心という、精神的かつ一元的な基準が設定されていることは、彼女の政治思想全体を検討する上でなおも示唆的である。アーレント的「エリート」とは、まさにアイザックが述べたように「市民的精神による貴族制 (aristocracy of civic-mindedness)」であり、その点においてアーレントは紛れもなく〈政治的エリート主義者〉であった。

この論点については、アーレント自身が非常に示唆的な言説を残している。彼女は前述のインタビューの終盤にて、「評議会」への——その「活動」可能性、またその「エリート」創出性への——期待を示したのち、以下のように述べている。

もちろん一国のすべての住民がそうした評議会の一員になる必要はありません。すべての人が公的な事柄に関心をもちたいということはありませんし、もたなければならないわけでもありません。一国のほんとうの政治的エリートを引き寄せるような自己選択的な過程はこのようにしてできあがるのです。公的事柄に関心のない人は、自分抜きに決定されることに満足するしかないでしょう。しかし、どんな人にも機会は与えられなければなりません⁵⁰。

万人へ与えられる「機会」と、「公的事柄」へ無関心な人の（「ネガティブな自由」としての）「排除」は、まさにアーレントによる「評議会」構想の基盤をなしている。それゆえに、本構想においてはやはり純粋な形での政治、いわば〈私利私害〉を有さず、〈公的関心〉に依拠する人びとのみが想定されていることは明らかだろう。すなわち、カノヴァンが指摘したように、アーレントが〈政治的エリート主義者〉であることは否定し得ない前提であると思われる。しかし、そのことはアーレントの議論の重要性を損なうものではない。むしろ、仮に我々がそのような立場から引き出された彼女の主張になおも重要性を見出すならば、その際、試みられるさらなる解釈にあたり、この前提を踏まえ検討されるのが望ましいだろう。

結 語

本稿では、これまで試みられてきた解釈を踏まえ、『革命について』における

アーレントの記述が参照された。まず彼女は、従来の了解における「エリート」へ明白な反対を示し、自発的に政治参加を試みる人すべてを「政治的エリート」として形容する。しかし、他方で彼女は本書を通じ、「管理」に代表される経済的利害の達成を目的とした政治的手段化を批判した。彼女曰く、「労働者評議会」による「工場管理」が「評議会」制度持続を挫折させる一翼を担ったのだ。このような、彼女の「社会的なもの」への批判や「工場管理」に関する一連の記述に鑑みると、「少数の統治」において「必要」や「管理」を求める人びとはやはり「排除」される帰結を免れ得ない。

何より、他でもなくアーレント自身が「一国のほんとうの政治的エリートを引き寄せるような自己選択的な過程はこのようにしてできあがり、「公的事柄に関心のない人は、自分抜きに決定されることに満足するしかない」と述べていることでも明らかのように、彼女自身はあくまで「政治的エリート」による統治を「評議会」と強く結びつけた形で構想していたのである。

本稿にて扱ったアーレントによる「評議会」構想は、その解釈において多義性を抱えていることは否定し得ない。それは、カノヴァンが提起した「エリート主義」的側面の指摘、またアイザックが（カノヴァンの批判に反論した上で）彼ら独自の指摘を展開したことでも明白である。とはいえ、「評議会」論が持つ論争的な側面を取り上げることは、本議論が有する価値を損なわない。

むしろ、本構想に潜む〈政治的エリート主義〉は、アーレントの主要概念である「公的領域」に纏わる議論を検討する上で、非常に重大な含意を有しているとすらいえる。「評議会」論および『革命について』全体における議論は、ルネ・シャールとソボクレスの言葉を引用する形で締めくくられる。彼女曰く、新しい精神＝革命精神が失敗したその制度化を償えるのは「記憶」と「回想」であり、それゆえ詩人の言葉を通じて「失われた宝」を発見するのが望ましいということだ。そして彼女は二人の詩人から、「言葉と行為」を通じ現れる「活動に固有の喜び」⁵¹⁾ についての証言を、また「生に輝きを与えることができた」⁵²⁾ ポリスについての証言を見出す。

このことから、アーレント自身が「評議会」を重要視していたことは明らかであろう。同書にて彼女は、シャールの詩世界において描写されるレジスタンス参加者へ触れたのち、そのような「レジスタンス参加者」もまた、いずれ抵抗の終わりとともに「宝」を捨て、「私的な生活と仕事の陰鬱な重苦しさ」や「不毛な沈滞」へ回帰せざるを得ないだろうと述べている。

彼女が抱いた「公的領域」への希望は、そこからの〈私的・経済的利害〉の「排除」と常に不可分であった。なるほどアーレントの議論における、本質的「政治」の希求というテーゼは「評議会」論において強く打ち出されている。

ここで、我々は彼女の議論に存在する根源的問いへと対峙することとなる。彼女の理解に則するならば、「失われた宝」である「評議会」および「革命精神」は、やはり一切の「必要」を全く排し、目的一手段の構図から解放⁵³⁾された、純粹なる「政治」を実現する空間においてのみ取り戻せるものであるのだろうか⁵⁴⁾。アーレントが忘却の危機から掬い上げた本構想は、今もなお我々に問いを提示し続けている⁵⁵⁾。

謝 辞

本論文の執筆にあたり、堤林剣先生には指導教授として終始ご指導を賜りました。先生の的確なご助言の数々なくして執筆を行うことは不可能であったと存じます。ここに深く感謝申し上げます。また、商学部の西尾宇広先生には以前、読書会を通じアーレントを深く知る機会をいただきました。本論文の執筆に際しても数々のご助言を賜りましたこと、ここに感謝申し上げます。

- 1) 川崎修「アーレントを導入する」『現代思想』25巻8号、青土社、1997年、112頁。
- 2) アーレント研究においては“action”が「活動」あるいは「行為」として二通りに訳され、本稿にて参照する文献においても、著者によってそのどちらを採用するかは異なっている。本稿では、主として参照する『革命について』での訳出に鑑み「活動」という訳を用いる。
- 3) ハンナ・アーレント「政治と革命についての考察」、『暴力について—共和国の危機』(山田正行訳)、みすず書房、2000年、231頁。
- 4) 同上、232頁。
- 5) 同上。なお、シットンとはしばしば「評議会」論に向けられる「ユートピア的(“Utopian”）」との批判について、引用部分を持ち出し「評議会に関する研究が他に行われていたため、アーレントは評議会制度の青写真を具体的な形で構想しなかった」と論じている(Sitton, John F. 1987. “Hannah Arendt’s Argument for Council Democracy.” *Polity*, 20:1, pp. 80-100.)。
- 6) アーレントはハンガリー革命の勃興や、その際に革命評議会が果たした役割に示唆を受け「評議会」論に取り掛かったとする立場が一般的である。しかし、それは彼女がハンガリー革命の経験を以って初めて構想に至ったことを意味しない。アーレントは幼少期より、ローザ・ルクセンブルクの「評議会」論に、その熱烈な信奉者である母を通じて親しみ、また伴侶であるハインリヒ・ブリュッヒャーからも影響を受けていたとされる。近年ではムルドゥーンによって、彼女が1930年代からシオニスト団体によって構想された「ユダヤ人評議会」のアイデアに触

れていたことが明かされている (Muldoon, James. 2016. "The Origins of Hannah Arendt's Council System." *History of Political Thought*. 37:4, p. 763.)。日本における、アーレントのルクセンブルク受容に迫った研究としては、新木隆太「ハンナ・アーレントのロシア革命論：思想の「失われた環」をつなぐ」『北大法政ジャーナル』25号 (2018年)、1-32頁を参照。

- 7) このような「ユートピア」的評価について、日本においては上村忠男が『現代思想』に寄稿したエッセイが挙げられよう。上村はかつて自身が「工場評議会」構想に抱いていた「幻想」が、アーレントによって喝破されたことを回顧しつつ、彼女の「評議会」構想は「内容があまりにも理想的というか観念的でありすぎて、実現の幻想すらもちえないもののおもわれる」と述べている。上村忠男「評議会幻想」『現代思想』25巻8号、青土社、1997年、190-192頁。また、寺島俊穂は、アーレントが「評議会」構想を提起した意図が「忘却の淵に追いやられている経験に光を当て、記憶にとどめることにあり、彼女は「評議会制度を再生させようとして書いているわけではな」と記している。寺島俊穂『ハンナ・アーレントの政治理論—人間的な政治を求めて』ミネルヴァ書房、2006年、203-212頁。
- 8) 川崎修「解説」アーレント『革命について』、468頁。また、宇野重規『西洋政治思想史』有斐閣、2013年、211頁。しかし、この見解にはアメリカ政治史研究の立場から疑問が付されている点に留意されたい。中野勝郎は、実際のアメリカ革命史研究（≠政治理論・思想研究）においてアーレントの解釈が「これまでほとんど言及されてこなかった」とし、当該革命の「自由主義」的解釈パラダイム（＝リチャード・ホフスタッターやルイス・ハーツによる解釈が作り出したパラダイム）を「共和主義パラダイム」へ転換させたのは、ベイリンやウッド、ポコックらの研究であったと述べている。中野勝郎「『革命について』とアメリカ革命史研究」、川崎修ほか編著『アーレントと二〇世紀の経験』慶應義塾大学出版会、2017年、229-246頁。
- 9) アーレント『革命について』、471頁。なお、アーレントは同書470-471頁において、歴史において複数出現した「評議会」を「活動の機関と新しい国家の萌芽」として列挙しているが、1848年にフランス政府自身によって樹立された「労働者のための委員会」(470頁、傍点原文)は社会立法の問題のみを扱ったため、上述の例には数えられないと述べている。
- 10) アーレント『革命について』、427頁。
- 11) 同上、437-438頁。
- 12) 金慧はこのようなアーレントの「評議会」構想に鑑み、彼女の議論には現代のラディカル・デモクラシーの系譜に還元され得ない主張が存在すると述べている。金慧「熟議と闘技——活動／行為はどのようなかたちをとるのか」日本アーレント研究会編『アーレント読本』法政大学出版局、2020年、247-248頁。
- 13) 同上、433-434頁。
- 14) 同上、434頁。

- 15) アーレント『革命について』、435頁、中略・傍点ともに引用者。
- 16) 同上。
- 17) アーレントは、現代社会において彼女が称揚する政治モデルや政治観が置かれている状況を描写する際、「砂漠の中のオアシス」のアナロジーを頻繁に用いている。一例として、同様の比喩表現はハンナ・アーレント『政治の約束』（高橋勇夫訳）ちくま学芸文庫、2018年、333-334頁にて確認することができる。また本概念は、「評議会」論が展開される『革命について』第一章（同書、40-41頁）においても確認することができる。そこでアーレントは古代ギリシアのモデルを参照しつつ、理想的な政治形態である「イソノミア」を用いる。彼女はその場における平等が生得的なものではないことを指摘し、むしろ生得的な不平等に自覚的であった人びとによって、「政治的な平等」が達成されたと主張する。
- 18) アーレント『革命について』、436頁。
- 19) 同上、435頁。
- 20) 同上、426-430頁。
- 21) 同上、437頁、傍点原文。なお、アーレントはここでモーリス・デュヴェルジェ（Maurice Deverger, 1917-2014）が著した『政党社会学（Les partis politiques）』の記述を引用している。
- 22) 同上、438頁。
- 23) 同上、439頁。
- 24) 毛利透は本部分の記述を（起こり得る）事実の描写として解釈し、「活動」の危険に満ちた「評議会」への参加が結果として限られた人びとにとどまるというアーレントの見解について「まったくその通りだと思う」と述べている。毛利透「法と権利——政治の条件としての人為的制度」、日本アーレント研究会編『アーレント読本』、法政大学出版局、2020年、238頁。
- 25) アーレント『革命について』、441頁。
- 26) 同上、442頁。
- 27) Canovan, Margaret. 1978. “The Contradiction of Hannah Arendt’s Political Thought.” *Political Theory*. 6:1, pp. 5-6.
- 28) 本論考はThe Journal of Politicsへ発表後、『全体主義の起源』へ収録されたが、同書の増版に際し削除されている。このことについて、ジョナサンシュネルは「本論考が『革命について』へと結実する新たな道筋への入り口であったことに彼女が気づいたからではないか」と述べている。Arendt, Hannah. 2006. *On Revolution*. Penguin Classics. pp. xvii-xviii 参照。
- 29) Canovan. “The Contradiction of Hannah Arendt’s Political Theory.” p. 13.
- 30) *ibid.*, p. 15.
- 31) *ibid.*, p. 18.
- 32) その後著された『アーレント政治思想の再解釈』においても、アーレントの議論における「当惑（embarrassment）」が指摘されている。まず彼女は同書第六章「新しい共和主義」にて、アーレント自身が「評議会」制度に「ロマンティッ

クな共感」を抱いていたことを示しつつ、当議論が多くの読者にとって「当惑を覚えさせるものであり、政治のリアリズムを強調するものには極めて非現実的な主張である」と述べる。

その際「評議会」論の最も「当惑」的な特徴として挙げられるのが、アーレントによる「公的関心による活動」の過度な強調と、その帰結として出現する「政治的エリート」である。つまり、アーレントが示した「公的関心の欠如＝評議会への不参加」の図式や「普通選挙権の終焉」といった単語を引用することで、「評議会」制度が「職業的政治家」としてのエリートの代わりに、政治的関心の保持を基準とする「真の政治的エリート」を生み出されるのである。

カノヴァン曰く、アーレントは政治的含意としての「平等」を万人が獲得することに「反対」したわけではなかった。そうではなく、彼女は「普遍的平等」を要求する試みに対し「楽観的ではなかった」のだ。すなわちアーレントは、その試みによって人びとが共通の肉体的な必要に従属し、その結果およそ古代とは異なる意味合いとして「平等化」される状態——「同じであるということ」(310頁、傍点著者)、この意味での「平等化」であり、言わば「平等な不自由の状態」——が創出される可能性に危機感を隠さなかった。

以上の議論を踏まえると、カノヴァンが「評議会」制度と「エリート主義」を関連付けた背景が理解されよう。アーレントが「評議会」論において「エリート主義」への接近を示したのは、「平等」が孕むリスクを彼女が理解し警戒していたがゆえであったと、カノヴァンは結論づけるのだ。

- 33) Issac, Jeffrey C. 1994. "Oases in the Dessert: Hannah Arendt on Democratic Politics." *American Political Science Review*. 88:1, p. 156.
- 34) *ibid.*, p. 157.
- 35) *ibid.*, p. 158.
- 36) アーレント自身もまた「市民的不服従」を主題に据えた論考を記している。『暴力について』に所収されている同名論考(47-95頁)を参照のこと。
- 37) Isaac. "Oases in the dessert." p. 163.
- 38) *ibid.*, p. 165.
- 39) *ibid.*, pp. 157-161.
- 40) Muldoon, James. 2011. "The Lost Treasure of Arendt's Council System." *Critical Horizons*. 12:3, pp. 407-409.
- 41) アーレント『革命について』380頁。
- 42) 同上、440頁。
- 43) しかし、このことは研究者により「限界」を指摘され得る余地を有しているともいえる。第一に、アーレントは自身のテーゼとの整合性を優先するあまり、現実の評議会が果たした役割——とりわけ、労働者評議会が果たした役割——に極めてラディカルな解釈を施している。彼女が「労働者評議会が主要な役割を果たさなかった」と評したハンガリー革命は、事実として労働者による先導のもとに発展を遂げていた。また、スターンバーガーや星野智は、「評議会」へ参加する

ことが自ら選ばれることを条件とするなら、結局のところ参加可能であるのは余暇を有する富裕層のみであると指摘している。Sternberger, Dolf. 1977. “The Sunken City: Hannah Arendt’s Idea of Politics.” *Social Research*. 44:1, p. 144. また、星野智「アレントにおける『構成的権力』と『評議会民主主義』」、『ハンナ・アレントを読む』 情況出版、2001年、82頁を参照。

- 44) アレントの「評議会」構想と「エリート主義」批判について検討する際、牧野雅彦による言説は示唆的である。牧野はカノヴァンが示したような、「評議会」と「エリート主義」的であるとする見解に対し、「単に『エリート主義』とレッテルを貼り批判した気になるのは愚かなこと」であると喝破する。牧野曰く、彼女の「エリート」概念を批判する場合は第一にその概念が有害であることを論証する、第二に「エリート」と同じく彼女の「平等」概念が齟齬をきたすことを示す、第三に「政治的な平等」という概念そのものが「政治活動」を不可能にすることを示す、このいずれかが論じなければならない。牧野「アレントと政治的思考の再建—『革命について』を読む(下)」『思想』1116号、岩波書店、2017年、74-97頁所収。
- 45) 本稿では紙幅および筆者の能力の都合上検討を行うことはできないが、アレントの「評議会」構想に彼女の「活動(行為)」論のみならず「法」や「物語」との関連(および『革命について』以前からの変化)を見出す研究としては、寺井彩奈「『革命』という持続と断絶—『始まり』の後のハンナ・アレント」『政治思想研究』第17号、2017年、360-391頁所収を参照のこと。
- 46) 杉田敦『権力論』岩波書店、2015年、80頁。
- 47) 蛭田圭はアレントによる道徳的一元主義へのコミットメントに触れつつ、「公的・政治的領域」である「評議会」においては、多元性が称揚されていると論じている。蛭田圭「アレントと多元主義 再考」『法学研究』91巻10号、2018年、67-72頁。
- 48) アレント『人間の条件』、347頁。
- 49) 同上、344-345頁。
- 50) アレント『暴力について』、233頁。
- 51) アレント『革命について』、443頁。
- 52) 同上、444頁、傍点原文。
- 53) 大竹弘二『公開性の根源—秘密政治の系譜学』太田出版、2018年、521頁。
- 54) このとき、齋藤純一による議論は示唆的なものであろう。齋藤曰く、アレントは「公共的領域」と「私的領域」を「硬直的な二分法」によって分断し、その境界線の書き換え可能性は彼女自身が廃棄している。このことを踏まえつつ、齋藤は「アレントに抗してアレントを読む」べきであると説く。すなわち「行為(action)」を「境界を横断する活動様式」として捉えることにより、アレントが批判する「社会的／私的領域」においても「行為」は可能となると齋藤は述べている。齋藤純一『思考のフロンティア 公共性』岩波書店、2000年、52-54頁。
- 55) 森川輝一は「評議会」構想が「空想趣味や懐古趣味の産物ではなく、アレン

トの思考全体を貫く、峻厳なまでの現実主義^{リアリズム}の帰結である」と述べた上で、「私
的生活」すらも徴用の対象となり、「よき市民社会」の幻想が有効とはいえない
今日を生きる我々もまた、彼女の「手すりなき思考」から始めなければならない
と主張している。森川輝一「アーレントの『活動』論再考—『評議会』論を手が
かりに」川崎修ほか編著『アーレントと二〇世紀の経験』慶應義塾大学出版会、
2017年、23-24頁。

参考文献

[英語]

Arendt, Hannah. 1958. "Totalitarian Imperialism: Reflections on the Hungarian Revolution." *The Journal of Politics*. 20:1, pp. 5-43.

———. 2006. *On Revolution*. Penguin Classics.

Canovan, Margaret. 1978. "The Contradictions of Hannah Arendt's Political Thought." *Political Theory*. 6:1, pp. 5-26.

Hill, M.A. ed. 1979. *Hannah Arendt: The Recovery of the Public World*. New York: St Martin's Press.

Isaac, Jeffery C. 1994. "Oases in The Dessert: Hannah Arendt on Democratic Politics." *American Political Science Review*. 88:1, pp. 156-68.

Muldoon, James. 2011. "The Lost Treasure of Arendt's Council System." *Critical Horizons*. 12:3, pp. 396-417.

———. 2016. "The Origins of Hannah Arendt's Council System." *History of Political Thought*. 37:4, 761-789.

Sitton, John F. 1987. "Hannah Arendt's Argument for Council Democracy." *Polity*. 20:1, pp. 80-100.

Sternberger, Dolf. 1977. "The Sunken City: Hannah Arendt's Idea of Politics." *Social Research*. 44:1, pp. 132-146.

[日本語]

新木隆太「ハンナ・アーレントのロシア革命論：思想の「失われた環」をつなぐ」『北大法政ジャーナル』25号、2018年、1-32頁所収。

上村忠男「評議会幻想」『現代思想』25巻8号、青土社、1997年、188-192頁所収。

宇野重規『西洋政治思想史』有斐閣、2013年。

エリザベス・ヤング＝ブルーエル『ハンナ・アーレント伝』晶文社、1999年。

大竹弘二『公開性の根源—秘密政治の系譜学』太田出版、2018年。

川崎修『ハンナ・アレント』講談社学術文庫、2014年。

川崎修「アーレントを導入する」『現代思想』25巻8号、青土社、1997年、111-127頁所収。

金慧「熟議と闘技—活動／行為はどのようなかたちをとるのか」日本アーレント研究会編『アーレント読本』、法政大学出版局、2020年、241-248頁所収。

齋藤純一『思考のフロンティア 公共性』岩波書店、2000年。

- 杉田敦『権力論』岩波現代文庫、2015年。
- 寺井彩奈「『革命』という持続と断絶—『始まり』の後のハンナ・アーレント」『政治思想研究』17号、2017年、360-391頁所収。
- 寺島俊徳『ハンナ・アレントの政治理論』ミネルヴァ書房、2006年。
- 中野勝郎「『革命について』とアメリカ革命史研究」川崎修ほか編著『アーレントと二〇世紀の経験』慶應義塾大学出版会、2017年、229-248頁所収。
- ハンナ・アーレント『人間の条件』（志水速雄訳）、ちくま学芸文庫、1994年。
- ハンナ・アーレント『革命について』（志水速雄訳）、ちくま学芸文庫、1995年。
- ハンナ・アーレント『暴力について—共和国の危機』（山田正行訳）、みすず書房、2000年。
- ハンナ・アーレント『政治の約束』（高橋勇夫訳）、ちくま学芸文庫、2018年。
- 蛭田圭「アーレントと多元主義 再考」『法学研究』91巻10号、2018年、39-81頁所収。
- 星野智「アーレントにおける『構成的権力』と『評議会民主主義』」『ハンナ・アーレントを読む』情況出版、2001年、68-84頁所収。
- マーガレット・カノヴァン『ハンナ・アレントの政治思想』（新装版）（寺島俊徳訳）、未來社、1995年。
- マーガレット・カノヴァン『アレント政治思想の再解釈』（寺島俊徳・伊藤洋典訳）、未來社、2004年。
- 牧野雅彦「アレントと政治的思考の再建—『革命について』を読む（下）」『思想』1116号、岩波書店、2017年、74-97頁所収。
- 毛利透「法と権利—政治の条件としての人為的制度」日本アーレント研究会編『アーレント読本』法政大学出版局、2020年、233-240頁所収。
- 森川輝一「アーレントの『活動』論再考—『評議会』論を手がかりに」川崎修ほか編著『アーレントと二〇世紀の経験』慶應義塾大学出版会、2017年、3-28頁所収。